

名古屋市公報	令和元年 5月29日 第 4号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
告 示		
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第44号)	3
○ 告示の訂正について	(緑土・緑地管理課) (第45号)	4
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の 指定に関する告示の一部改正	(財政・税制課) (第46号)	6
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課) (第47号)	7
○ 指定特定相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課) (第48号)	11
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課) (第49号)	12
○ 指定一般相談支援事業等の廃止について	(健福・障害者支援課) (第50号)	14
○ 福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居 者決定の抽せん	(子青・子ども未来企画室) (第51号)	16
○ 福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯・親子隣居住宅） 入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(健福・高齢福祉課) (第52号)	19
交 通 局 告 示		
○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について	(第1号)	24
交 通 局 管 理 規 程		
○ 高速電車乗車料条例施行規程及び割引連絡定期券等の料金等 を定める規程の一部改正	(第1号)	28
公 告		
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	32
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の 公告	(市経・地域商業課)	33
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	36
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	40

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告		
	(上下水・営業課)	41
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告		
	(上下水・営業課)	42
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告		
	(上下水・営業課)	43
○ 職員の懲戒処分	雑 報	
	(消防・職員課)	44

名古屋市告示第44号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更します。

令和元年 5月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 二の丸東駐車場（名城公園）

平成31年 4月 1日から令和 4年 3月31日までの供用時間について、「午前 8時30分から午後 6時30分まで」を「午前 8時30分から午後10時30分まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第45号

告示の訂正について

平成31年名古屋市告示第 149号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について）の一部を次のように訂正します。

令和元年 5月20日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

久屋大通公園	中区丸の内三丁目、 錦三丁目、栄三丁目、 大須四丁目、東区東 栄一丁目	図面中22の 4の 区域	昭和45年 1月14日
--------	--	-----------------	-------------

」

を

「

久屋大通公園	中区丸の内三丁目、 錦三丁目、栄三丁目、 大須四丁目、東区東 桜一丁目	図面中22の 4の 区域	昭和45年 1月14日
--------	--	-----------------	-------------

」

に、

「

久屋大通公園	中区丸の内三丁目、 錦三丁目、栄三丁目、 大須四丁目、東区東 栄一丁目	図面中22の 5の 区域	昭和45年 1月14日
--------	--	-----------------	-------------

」

を

「

久屋大通公園	中区丸の内三丁目、 錦三丁目、栄三丁目、 大須四丁目、東区東 桜一丁目	図面中22の 5の 区域	昭和45年 1月14日
--------	--	-----------------	-------------

」

に訂正します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第46号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
に関する告示の一部改正

平成27年名古屋市告示第 264 号の一部を次のように改正します。

令和元年 5 月21日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

特定非営利活動法人セ カンドハーベスト名古屋	名古屋市北区柳原三丁 目 4 番 2 号
---------------------------	-------------------------

を

」

「

特定非営利活動法人セ カンドハーベスト名古屋	名古屋市北区城東町 7 丁目 148 番地
---------------------------	--------------------------

に改める。

」

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第47号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社名晋 名古屋市南区千竈 通 4丁目 1番地の 1	訪問介護ゆたぼん 名古屋市中村区並 木二丁目 316番地	行動援護	2310100801	令和元年 5月 1日
株式会社スタッフ ロール 名古屋市西区名駅 二丁目25番21号	ビューズ@名駅 名古屋市西区名駅 二丁目25番21号	就労定着支援	2310201021	令和元年 5月 1日
株式会社ゲオビジ ネスサポート 愛知県春日井市高 山町一丁目 3番地 10	就労移行支援事業 所ココ・カラ・フ ル 名古屋市熱田区新 尾頭三丁目 4番45 号	就労移行支援	2311100602	令和元年 5月 1日
一般社団法人ケア	とことこ訪問介護	居宅介護	2311100610	令和元年

アシスト 名古屋市熱田区四 番二丁目 6番 5号	名古屋市熱田区四 番二丁目 6番 5号	重度訪問介護 同行援護		5月 1日
株式会社シルバー ステーション 名古屋市中区丸の 内一丁目 7番35号	シルバーステーシ ョン訪問介護 名古屋市港区大西 一丁目81番地	居宅介護 重度訪問介護	2311200790	令和元年 5月 1日
株式会社フローラ ホールディングス 名古屋市中川区長 良町 5丁目 104番 地の 2	フローラ 名古屋市中川区長 良町 5丁目 104番 地の 2	就労継続支援 B型	2311301507	令和元年 5月 1日
合同会社ライアー ト 愛知県瀬戸市川西 町一丁目 116番地	リーベ 名古屋市瑞穂区洲 山町 1丁目55番地 の 1	就労継続支援 B型	2311400655	令和元年 5月 1日
有限会社エデンプ ロジェクト 名古屋市中区千代 田三丁目 1番10号	ライフサポートエ デン 名古屋市中区千代 田三丁目 1番10号	居宅介護 重度訪問介護	2316101019	令和元年 5月 1日
株式会社ザイゼン 名古屋市中白区中 平四丁目1724番地	ショートスティは るひな 名古屋市昭和区東 畑町 2丁目36番地	短期入所	2316200902	令和元年 5月 1日
株式会社カルム 名古屋市千種区小 松町 7丁目41番地	ケアセンター千種 名古屋市千種区南 明町 1丁目11番地	居宅介護 重度訪問介護	2317101109	令和元年 5月 1日
社会福祉法人共生 福祉会 名古屋市北区大曾	わっぱの家 名古屋市北区東水 切町 4丁目42番地	短期入所	2317301469	令和元年 5月 1日

根四丁目 7番28号	の 8			
株式会社クリード ケア 名古屋市北区若葉 通 2丁目 3番地	こだまの作業所 名古屋市北区中味 鉦三丁目 809番地	就労継続支援 B型	2317301477	令和元年 5月 1日
株式会社ルーク 名古屋市瑞穂区船 原町 6丁目 2番地	就労継続支援B型 事業所サンライク 黒川 名古屋市北区元志 賀町 2丁目 122番 地	就労継続支援 B型	2317301485	令和元年 5月 1日
みんなのえがお株 式会社 名古屋市名東区香 南二丁目 301番地	c o c o l o 名古屋市守山区小 幡常燈19番 5号	生活介護	2317601660	令和元年 5月 1日
一般社団法人On e L i f e 名古屋市名東区牧 の里一丁目1316番 地	J o b L i f e 名古屋市名東区猪 子石原二丁目 910 番地	就労移行支援	2318001258	令和元年 5月 1日
金沢QOL支援セ ンター株式会社 石川県金沢市西泉 一丁目 149番地 1	リハスワーク名古 屋緑 名古屋市緑区熊の 前一丁目 120番地	就労継続支援 B型	2318501398	令和元年 5月 1日
一般社団法人福祉 のチカラ 名古屋市中川区万 場五丁目1503番地	共同生活援助事業 所キャン 名古屋市中川区八 田町1709番地	共同生活援助	2321300242	令和元年 5月 1日
特定非営利活動法 人ナチュラル	ナチュラルホーム 名古屋市天白区野	共同生活援助	2326400153	令和元年 5月 1日

名古屋市緑区曾根 二丁目 8番地	並四丁目22番地の 1			
株式会社WORK ON 愛知県知多郡武豊 町字祠峯二丁目50 番地	グループホームL IFE ON 名古屋市天白区中 平三丁目 107番地	共同生活援助	2326400161	令和元年 5月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第48号

指定特定相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の20第 1項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社ALOH A 名古屋市名東区引 山四丁目 618番地	相談支援事業所A LOHA 名古屋市名東区引 山四丁目 618番地	特定相談支援	2338000173	令和元年 5月 1日
		障害児相談支 援	2378000174	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第49号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社フローラ 名古屋市中川区長 良町 5丁目 104番 地の 2	フローラ 名古屋市中川区長 良町 5丁目 104番 地の 2	就労継続支援 B 型	2311300962	平成31年 4月30日
合同会社みょうせん 名古屋市北区楠味 鋤一丁目1053番地 の 8	うさぎ作業所就労 継続支援 B 型事業 所 名古屋市北区楠味 鋤一丁目1529番地	就労継続支援 B 型	2317301113	平成31年 4月30日
株式会社愛知さわ やかケアセンター 名古屋市守山区西 新10番21号	愛知さわやかケア センター 名古屋市守山区西 新10番21号	居宅介護 重度訪問介護	2317600845	平成31年 4月30日
株式会社エスコ ポレーション	訪問介護事業所エ ース	居宅介護 重度訪問介護	2317601306	平成31年 4月30日

愛知県瀬戸市中品 野町 294番地の 1	名古屋市守山区天 子田四丁目 908番 地			
みんなのえがお株 式会社 名古屋市名東区香 南二丁目 301番地	みんなのえがお・ 愛 名古屋市名東区香 南二丁目 301番地	生活介護	2318001209	平成31年 4月30日
株式会社プレステ ージケア東海 名古屋市中区新栄 二丁目19番 6号	ヘルパーステーシ ョン鳴海館 名古屋市緑区鳴海 町字三高根41番地	同行援護	2318501158	平成31年 4月30日
特定非営利活動法 人バウムカウンセ リングルーム 名古屋市西区又穂 町 6丁目46番地の 1	指定共同生活介護 ホテル 名古屋市北区若鶴 町 156番地の 2	共同生活援助	2327300113	平成31年 4月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第50号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第 4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
有限会社トーキング 名古屋市南区本星 崎町字町 518番地 の 2	在宅支援センター たつのこ 名古屋市南区柵下 町 1丁目 3番地	特定相談支援	2338100114	平成31年 4月12日
		障害児相談支援	2378100115	
一般社団法人愛知 県相談支援連合会 名古屋市千種区井 上町 119番地の 1	相談支援事業所あ いわ 名古屋市千種区井 上町 119番地の 1	一般相談支援 特定相談支援	2337100099	平成31年 4月15日
		障害児相談支援	2377100090	
株式会社A P S E N T E 名古屋市中区栄五 丁目26番39号	相談支援事業所フ ローラ 名古屋市中川区長 良町 5丁目 104番	特定相談支援	2331300133	平成31年 4月26日
		障害児相談支援	2371300134	

	地の 2			
社会福祉法人やす らぎの郷 名古屋市北区西味 鉦一丁目 901番地 の15	相談支援事業所や すらぎの郷 名古屋市北区西味 鉦一丁目 901番地 の15	一般相談支援 特定相談支援	2337300145	平成31年 4月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第51号

福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和元年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「ひとり親世帯」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」又はこれに準ずる女子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する「配偶者のない男子」又はこれに準ずる男子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (3) 配偶者の暴力により、婚姻関係が事実上破綻している女子又は男子として市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成されている世帯

2 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有するひとり親世帯であ

ること。ただし、同居しようとする親族がある場合は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 申込者の児童に係る60歳以上の祖父母

イ 申込者の20歳以上の子（当該子が申込者の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）である場合又は離婚後間がないなど申込者の扶養親族でないことにつき、やむを得ない理由があるときであって、扶養親族と同等の状態であると認められる場合に限る。）

ウ 障害者向市営住宅申込み可能者と同程度の障害を持つ親族

- (2) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (4) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第5条第2項各号のいずれかに該当する者は5年）を経過しない者でないこと。
- (7) 原則として、保証人1名を立てることができること。

3 申込書等の交付

(1) 場所

各社会福祉事務所及び各社会福祉事務所支所

(2) 日時

令和元年 6 月 3 日（月）から同月14日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、6月 8日（土）及び 9日（日）を除く。

4 申込みの受付

(1) 方法

ア 市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）の窓口提出する。ただし、市外に居住する者は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等の窓口提出する。

イ 名古屋市ひとり親家庭手当受給者又は本市内に居住している児童扶養手当受給者若しくは愛知県遺児手当受給者であって、アにより難しい場合には、市営住宅入居申込書を郵送により提出できる。

(2) 期間

ア 社会福祉事務所等の窓口提出する場合は、令和元年 6 月 3 日（月）から同月14日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、6月 8日（土）及び 9日（日）を除く。

イ 郵送により申込書を提出する場合は、令和元年 6 月 3 日（月）から同月14日（金）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

5 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市役所西庁舎12階第10会議室

(2) 日時

令和元年 7 月17日（水）午後 1 時30分

6 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 29 戸

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室

名古屋市告示第52号

福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯・親子隣居住宅）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和元年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「高齢者世帯」とは、60歳以上の者の単身世帯又は60歳以上の者及びその者の民法上の親族で次の各号のいずれかに該当する者からなる世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない60歳以上の者の単身世帯を除く。

- (1) 配偶者（婚姻の予約者で令和2年1月6日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 18歳未満の児童
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第 45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当するもの
 - ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (7) 56歳以上の者
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13年法律第63号）第 2条に規定する者
- (9) 難病患者にあっては、次のいずれかに該当する者
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8 項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7 条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 一般空家住宅・高齢者専用住宅

(1) 申込みの資格

- ア 申込者が市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する高齢者世帯に属する者であること。
- イ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつ

ては、同条例第42条第 5項において読み替えられた収入）であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

ウ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

エ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者は 5年）を経過しない者がいないこと。

キ 原則として、保証人 1名を立てることができること。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所及び各区役所支所

イ 日時

令和元年 5月31日（金）から同年 6月14日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、 6月 1日（土）、 2日（日）、 8日（土）及び 9日（日）を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

令和元年 6月 3日（月）から同月14日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 8日（土）及び 9日（日）を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階第10会議室

イ 日時

令和元年 7月17日（水）午前 9時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 77戸

3 親子同居世帯向住宅

(1) 申込みの資格

ア 一つの住宅に同居しようとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 2年 1月 6日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 40戸

4 親子隣居住宅

(1) 申込みの資格

ア 隣り合わせの住宅に住もうとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 2年 1月 6日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 2戸（1組）

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市交通局告示第1号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

料金等徴収事務の委託について（平成23年名古屋市交通局告示第20号）の一部を、令和元年5月27日から次のように改正します。

令和元年5月23日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

表名古屋鉄道株式会社の項第1号オ及び株式会社名古屋交通開発機構の項第1号オ中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改めます。

表東海旅客鉄道株式会社の項第1号エを削り、同号オを同号エとし、第2号を削り、第3号を第2号とします。

表日本通運株式会社の項第1号オ及び縁エキスパート株式会社の項第1号オ中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改めます。

表公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローの項第2号中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改めます。

表アールエヌティーホテルズ株式会社の項中「東京都千代田区神田神保町二丁目22番」を「名古屋市中区栄1丁目2番7号」に、第2号中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改めます。

表アパホテル株式会社の項及び株式会社稲穂の項を削ります。

表株式会社エスクリの項中「株式会社エスクリ」を「ラグナスイート名古屋ホテル&ウェディング」に、「東京都港区南青山三丁目2番5号」を「名古屋市中区錦三丁目12番13号」に、第2号中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改めます。

表株式会社エフエックスの項中「東京都品川区東五反田五丁目23番7号」を「名古屋市中区丸の内二丁目16番15号」に、第2号中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改めます。

表株式会社グリーンズの項第2号中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改めます。

表国家公務員共済組合連合会の項中「東京都千代田区九段南一丁目1番10号」を「名古屋市中区三の丸三丁目5番1号」に、第2号中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改めます。

表有限会社寿の項第2号及び有限会社三晃イノベーションの項第2号中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改めます。

表株式会社三交インの項中「名古屋市中村区名駅三丁目21番7号」を「名古屋市中村区名駅五丁目31番10号」に、第2号中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改めます。

表株式会社城野の項第2号中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改めます。

表宝エステートサービス株式会社の項を削ります。

表株式会社ナカモサルートの項第2号中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改めます。

表株式会社ナゴヤキャッスルの項中「株式会社ナゴヤキャッスル」を「キャッスルプラザ」に、「名古屋市西区樋の口町3番19号」を「名古屋市中村区名駅四丁目3番25号」に、第2号中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改めます。

表有限会社ナゴヤグランドホテルの項中「有限会社ナゴヤグランドホテル」を「ナゴヤグランドホテル」に、第2号中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改めます。

表日東エフシー株式会社の項第2号及び日本私立学校振興・共済事業団の項第2号中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改めます。

表株式会社フィーノホテルズの項中「株式会社フィーノホテルズ」を「ベストウェスタンホテル名古屋」に、「東京都千代田区神田紺屋町15番地」を「名古屋市中区栄四丁目6番1号」に、第2号中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改めます。

表株式会社フォーブスの項中「株式会社フォーブス」を「ホテルウィングインターナショナル名古屋」に、「東京都千代田区神田小川町一丁目1番地」を

「名古屋市中区錦一丁目４番１１号」に、第２号中「一日乗車券」を「２４時間乗車券」に改めます。

表株式会社ベストブライダルの項第２号及び有限会社星野観光の項第２号中「一日乗車券」を「２４時間乗車券」に改めます。

表有限会社ホテル寿の項を削ります。

表株式会社名鉄グランドホテルの項第２号、モトヤマジエム株式会社の項第２号及びリゾートトラスト株式会社の項第２号中「一日乗車券」を「２４時間乗車券」に改めます。

表リゾートホテルマネジメント株式会社の項中「リゾートホテルマネジメント株式会社」を「ホテルリソル名古屋」に、「東京都新宿区西新宿六丁目２４番１号」を「名古屋市中村区名駅三丁目２５番６号」に、第２号中「一日乗車券」を「２４時間乗車券」に改めます。

表ルートインジャパン株式会社の項第２号中「一日乗車券」を「２４時間乗車券」に改めます。

表株式会社レオパレス２１の項を削ります。

表株式会社ローズコートホテルの項第２号及びＡＮＡセールス株式会社の項第２号中「一日乗車券」を「２４時間乗車券」に改めます。

表近畿日本ツーリスト株式会社の項中「近畿日本ツーリスト株式会社」を「近畿日本ツーリスト中部株式会社」に、「東京都千代田区東神田一丁目７番８号」を「名古屋市中村区名駅南一丁目２７番２号」に、第２号中「一日乗車券」を「２４時間乗車券」に改めます。

表トップツアーの項中「トップツアー株式会社」を「東武トップツアーズ株式会社」に、「東京都目黒区東山三丁目８番１号」を「東京都墨田区押上一丁目１番２号」に、第２号中「一日乗車券」を「２４時間乗車券」に改めます。

表株式会社日本旅行の項中「東京都港区新橋二丁目２０番１５号」を「東京都中央区日本橋一丁目１９番１」に、第２号中「一日乗車券」を「２４時間乗車券」に改めます。

表株式会社フジ・トラベル・サービスの項中「愛媛県松山市宮西一丁目２番１号」を「愛媛県松山市宮西一丁目５番１０号」に、第２号中「一日乗車券」を「２４時間乗車券」に改めます。

表名鉄観光サービス株式会社の項第2号中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改めます。

表WILLER TRAVEL株式会社の項中「WILLER TRAVEL株式会社」を「WILLER株式会社」に、「大阪府大阪市北区中之島三丁目2番18号」を「大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88」に、第2号中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改めます。

表ジェイアール東海バス株式会社の項を削ります。

表株式会社平成エンタープライズの項第2号中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改めます。

表北海道旅客鉄道株式会社の項、東日本旅客鉄道株式会社の項、西日本旅客鉄道株式会社の項、四国旅客鉄道株式会社の項及び九州旅客鉄道株式会社の項を削ります。

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

名古屋市交通局管理規程第1号

高速電車乗車料条例施行規程及び割引連絡定期券等の料金等を定める規程の一部を次のように改正する。

令和元年5月20日

名古屋市交通局長 河野和彦

(高速電車乗車料条例施行規程の一部改正)

第1条 高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

目次、第19条第1項第1号及び同条第2項、第21条の表、第42条の2第1号並びに第46条ただし書中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改める。

第51条第1項第4号中「一日乗車券 1日」を「24時間乗車券 24時間」に、同条第2項ただし書中「及び一日乗車券（自動券売機で発売する一日乗車券を除く。）」を削り、「起算する。」を「起算し、24時間乗車券にあっては、使用を開始した時から起算する。」に改め、同条に次の2項を加える。

3 24時間乗車券を使用する乗客が、乗車中に有効時間を満了した場合は、当該乗車を終了するまで有効期間を延長することができる。

4 自動券売機で発売する24時間乗車券を発売日に使用しなかった場合は、当該乗車券は効力を失う。

第52条及び第54条第1号中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改める。

「第5節 一日乗車券の様式」を「第5節 24時間乗車券の様式」に改める。

第69条の2（見出しを含む。）中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 自動券売機用（例示）

大人



縦 8. 5 cm

横 5. 7 5 cm

発売日は暦日を記載

（裏面磁気膜）

小児



縦 8. 5 cm

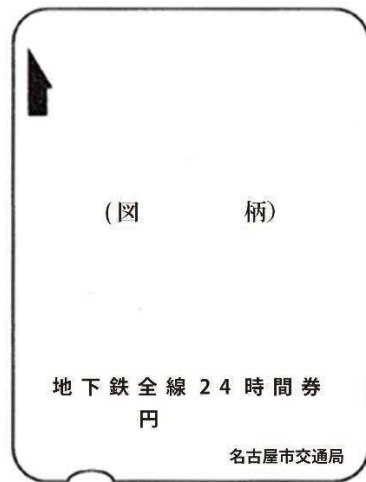
横 5. 7 5 cm

発売日は暦日を記載

（裏面磁気膜）

(2) 自動券売機用以外（常備）（例示）

大人

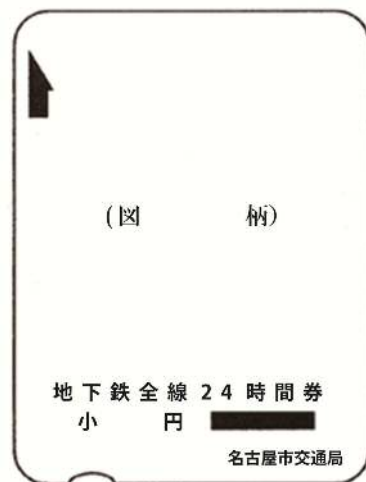


縦 8.5 cm

横 5.75 cm

(裏面磁気膜)

小児



縦 8.5 cm

横 5.75 cm

(裏面磁気膜)

第73条の2の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第80条第2項中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改める。

第86条の2（見出しを含む。）中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、「普通券」とあるのは「24時間乗車券」と、「通

用期間内であるときに限って」とあるのは「発売日に限って」と読み替えるものとする。

第93条中「一日乗車券」を「24時間乗車券」に改める。

(割引連絡定期券等の料金等を定める規程の一部改正)

第2条 割引連絡定期券等の料金等を定める規程（昭和49年名古屋市交通局管理規程第15号）の一部を次のように改める。

第11条中「及び一日乗車券」を「、一日乗車券及び24時間乗車券」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年5月27日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の高速電車乗車料条例施行規程の規定にかかわらず、施行日前に発行した一日乗車券の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、この規程による改正前の高速電車乗車料条例施行規程第48条第1項から同条第3項までの規定を適用する場合においては、同条中「乗車券」とあるのは「一日乗車券」と、「再交付」とあるのは「24時間乗車券の交付」と読み替えるものとする。

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和元年 5月20日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和元年 5月24日（金）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第37号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第38号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第39号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第40号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第41号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第42号議案 生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第1条の規定による意見聴取について

第43号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

第44号議案 令和2年度名古屋市農業施策等に関する意見書について

名古屋市農業委員会事務局農政課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 5月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ名西店

名古屋市西区堀越二丁目 101番

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)ギガス	代表取締役 兼子 義之	名古屋市名東区高社二丁目 130番地

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)ギガス	代表取締役 兼子 義之	名古屋市名東区高社二丁目 130番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和元年12月26日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,333平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

162台

(2) 駐輪場の収容台数

83台

(3) 荷さばき施設の面積

46.9平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

80.22立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)ギガス	午前 9時00分	午後 9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
建物 1階駐車場	午前 8時30分から午後 9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
建物 1階駐車場	午前 8時30分から午後 9時30分まで

7 届出の日

平成31年 4月25日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

西区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 5月21日から同年 9月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和元年 9月24日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 5月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アスナル金山・ループ金山

名古屋市中区金山一丁目31番 ほか 6筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
公益財団法人名古屋まちづくり公社	理事長 住田 博	名古屋市中区丸の内二丁目 1番36号	変更なし	理事長 馬淵 幸男	変更なし
名古屋市	名古屋市交通局長 光田 清美	名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号	変更なし	名古屋市交通局長 河野 和彦	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)ワコール	代表取締役 安原 弘展	京都市南区吉祥院中島町29番地	—	—	—	平成30年4月1日

2	アイリン(株)	代表取締役 林 憲志	名古屋市北 区水草町 1 丁目34番地	—	—	—	平成 31年 2月 1日
3	ヨモギヤ楽 器(株)	代表取締役 青山 友治	名古屋市熱 田区神宮二 丁目 1番 5 号	—	—	—	平成 29年 11月 1日
4	—	—	—	(株)ロイヤル イタリア	代表取締役 漆島 雅美	愛知県大府 市共栄町四 丁目 207番 地	平成 31年 3月 8日
5	チタカ・イ ンターナシ ョナル・フ ーズ(株)	代表取締役 角 日出夫	愛知県北名 古屋市沖村 山ノ神54番 地	(株)オールハ ーツ・カン パニー	代表取締役 田島 慎也	名古屋市中 区栄二丁目 4番18号	平成 30年 6月 29日
6	(株)NBS	代表取締役 三宅 隆夫	名古屋市天 白区井口二 丁目 208番 地	(株)シトラス	代表取締役 野口 昌一 路	東京都渋谷 区東一丁目 26番30号	平成 29年 11月 1日
7	(株)プラザク リエイトス トアーズ	代表取締役 大島 康広	東京都中央 区晴海一丁 目 8番10号	(株)プラザク リエイト	変更なし	変更なし	平成 29年 10月 1日
8	(株)タカラト レーディン グ	代表取締役 加瀬 孝志	東京都八王 子市堀之内 三丁目33番 地の 4	変更なし	代表取締役 怡土 公一	変更なし	平成 30年 1月 5日
9	(株)ブルーメ イト	代表取締役 落合 豊	広島県福山 市千田町千 田1741番地 1	変更なし	代表取締役 吉川 一之	変更なし	平成 30年 5月 1日
10	オルビス(株)	代表取締役 阿部 嘉文	東京都品川 区平塚二丁 目 1番14号	変更なし	代表取締役 小林 琢磨	変更なし	平成 30年 1月 1日
11	(株)名古屋交 通開発機構	代表取締役 原口 辰郎	名古屋市昭 和区御器所 通三丁目12 番地	変更なし	代表取締役 前田 務	名古屋市千 種区覚王山 通 7丁目11 番地	平成 30年 6月 19日
12	(株)ASHLE Y&BR OS	代表取締役 山田 崇史	名古屋市中 区正木一丁 目 1番 4号	変更なし	変更なし	名古屋市中 区伊勢山一 丁目 1番 4 号	平成 29年 11月 1日
13	(株)ヴィ・ド ・フランス	代表取締役 村上 知義	東京都江戸 川区西葛西 六丁目19番 6号	変更なし	変更なし	東京都千代 田区岩本町 三丁目10番 1号	平成 31年 4月 26日

3 変更の日

- (1) 設置者については、平成31年 4月 1日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1からNo. 3までの小売業者については、退店のため
- (3) No. 4の小売業者については、入店のため
- (4) No. 5及びNo. 6の小売業者については、事業承継のため
- (5) No. 7の小売業者については、名称変更のため
- (6) No. 8からNo.10までの小売業者については、代表者変更のため
- (7) No.11の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (8) No.12の小売業者については、住所変更のため
- (9) No.13の小売業者については、住所の誤記修正のため

5 届出の日

平成31年 4月26日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 5月22日から同年 9月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意

見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和元年 9月24日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和元年 5月24日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1450号	(株)布目管工	布目 幸男	名古屋市港区七島一丁目 131番地の 1	平成31年 4月17日
第1451号	(株)大智	弓場 政幸	愛知県北名古屋市片場大石10番地 3	平成31年 4月17日
第1452号	伊藤設備設計	伊藤 琴美	名古屋市港区南十一番町 1丁目 1番地の 42	平成31年 4月17日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和元年 5月24日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 535号	古川設備 工事(株)	長瀬 憲八 郎	名古屋市北区萩野通 1丁目22番地	平成31年 4月12日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和元年 5月24日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1434号	(株)板倉水道	山田 武昌	名古屋市瑞穂区妙音通 3丁目48番地シャ ンボール朝日 1A	平成31年 4月17日
第1450号	(株)布目管工	布目 幸男	名古屋市港区七島一丁目 131番地の 1	平成31年 4月17日
第1451号	(株)大智	弓場 政幸	愛知県北名古屋市片場大石10番地 3	平成31年 4月17日
第1452号	伊藤設備設計	伊藤 琴美	名古屋市港区南十一番町 1丁目 1番地の 42	平成31年 4月17日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 3項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

令和元年 5月24日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 535号	古川設備 工事(株)	長瀬 憲八 郎	名古屋市北区萩野通 1丁目22番地	平成31年 4月12日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和元年 5 月21日懲戒処分に付した。

令和元年 5 月21日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

所属・補職 (階級)	処分の内容	処分理由
消防局・消防官 (消防士長)	戒告	地方公務員法第29条第 1 項 第 1 号及び第 3 号